

## 剰余金の配当に関する基準日設定公告

株主各位

当行は、平成25年6月30日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された普通株式の株主をもって、剰余金の配当（平成25年度第1四半期末配当）の支払いを受けることができる権利者と定めましたので公告いたします。

平成25年6月14日

東京都千代田区九段南一丁目3番1号

**株式会社 あおぞら銀行**

代表取締役社長 馬場 信輔

---

株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部